

主要施策1 地域における子育て家庭への支援の充実

	内 容(第1期)	事業名	事業概要	取り組み内容 (第2期)	事業名等	事業概要	担当課
1	◇「山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備計画(後期計画)」を通して、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上と量の確保、施設の充実を図るとともに、ニーズ量に見合う人材の確保を図ります。教諭や保育士の技術や技能の向上を図ります。また、多様なニーズに対応するため、「認定こども園」などの整備を検討し保護者の選択肢を広げます。	量の見込み及び確保方策	量の見込みに対して、現在の教育・保育施設での受け入れが可能であるため、需要に応じた利用定員を設定することで対応します。	◇保育ニーズに対応した保育サービスを確保するため、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の確保、施設の充実を図ります。また、保育士などの人材を確保するとともに、教育・保育等に従事する者のほか、幅広い子育て支援分野での人材を養成するために研修等への参加を推進し、質の向上を図ります。	量の見込み及び確保方策	量の見込みに対して、現在の教育・保育施設での受け入れが可能であるため、需要に応じた利用定員を設定することで対応します。	子ども課
2	◇幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を継続して開催するとともに、研修体制の構築や小学校とのきめ細かな連携を図り、子ども一人一人の特性に応じた保育の充実を図ります。	教育・保育の質の向上	子どもの「行動の特性」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達支援の内容」等、子ども一人一人の様子を伝える方法の検討。	◇幼稚園・保育園・子育て支援関連施設によるネットワーク会議を継続して開催するとともに、研修体制の構築や小学校とのきめ細かな連携を図り、子ども一人ひとりの特性に応じた保育の充実を図ります。	教育・保育の質の向上	子どもの「行動の特性」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達支援の内容」等、子ども一人ひとりの様子伝える方法を検討します。	子ども課
3	新規追加			◇全ての子どもが共に成長できるように一人ひとりの発達に寄りそうインクルーシブ保育に取り組みます。	インクルーシブ保育	子どもの年齢や国籍、障がいなどの違いを全て受け入れる保育を実践します。	子ども課
4		地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業。		地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行います。	子ども課
5	◇子育て支援センター等拠点施設は子育て支援の総合的な役割を担う総合拠点1施設と、地域の身近なところで地域の特性に応じた子育て支援を行う地域拠点5施設(つどいの広場合む)を設置して、乳幼児から若者(おおむね18歳)を対象に関係機関と連携を図りながら子育て支援に取り組みます。			◇子育て支援を行う地域拠点5施設において、地域の身近なところで子育て支援に取り組みます。また、子育ての総合的な支援の充実を図るために、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ります。	子育て支援講習・講座の開催	妊娠期から乳幼児期の親の子育て力を高め、保護者が自信を持って子育てができるよう「パパ・ママ教室」「親子の絆プログラム」「離乳食教室」等を開催し、学びの機会の充実を図ります。	子ども課
6					利用者支援事業	妊娠期から子育て期における様々なニーズに対し、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うなど、母子保健と子育て支援の両面から切れ目のない支援を行います。	子ども課
7	新規追加			◇幼児教育・保育の無償化の実施により、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ります。	幼児教育・保育の無償化	幼稚園・保育園等入園児の1号・2号認定子ども及び非課税世帯の3号認定に係る保育料無償化に加え、施設等利用費の無償化を行います。	子ども課
8	新規追加			◇特定教育・保育施設等を利用する2号認定で多子世帯第3子以降の子どもの副食費について無償化を実施し多子世帯の負担軽減を図ります。	多子世帯への支援	満18歳未満の子どものうち第3子以降の2号認定子どもの副食費について無償化を行います。	子ども課

9	新規追加				延長保育事業	入園している子どもの保護者の就労、勤務時間等の理由で、保育時間の延長が必要な児童に対し、開園時間を越えて保育を行います。	子ども課
10					病後児保育事業	病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行います。	子ども課
11	◇一時預かり事業や病児・病後児保育事業は、保護者の安心な就労支援としてニーズに見合う量・質の確保を図ります。	病後児保育事業	病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行うものです。	◇保護者の多様化する就業形態や育児疲れによる保護者の負担軽減など、多様な保育ニーズに対応するため、通常の教育や保育、延長保育、病後児保育、一時保育事業、一時預かり事業などのきめ細かな保育サービスの充実や量・質の確保を図ります。	一時預かり事業・一時保育事業	幼稚園において、通常教育時間終了後に、在園児を一時的に預かる事業です。また、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、昼間、保育園等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	子ども課
12	◇不規則な保育ニーズとして希望の多いファミリー・サポート・センター事業は、安心と温もりある子育て支援のひとつとして周知を行うとともに、会員登録の推進を図ります。	子育て支援活動支援事業	児童の預かり等の支援を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	◇仕事と育児の両立等、安心と温もりある子育て支援としてファミリーサポートセンター事業に取り組みます。また、事業内容の周知や会員登録の推進を図るとともに、利用しやすいサービスの構築を図ります。	子育て援助活動支援事業	児童の預かり等の支援を受けることを希望する者との、相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子ども課
13	主要施策4より			◇山鹿市放課後児童クラブガイドラインに基づき、受け入れ体制の充実と質の向上を図ります。また、障がい児受け入れや、支援を要する児童へよりよい対応を行うため、職員の専門性の向上を目的とした研修を実施します。	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び、及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。	子ども課
14		短期入所生活支援事業・夜間養護等事業	保護者の疾病や仕事等の理由で、児童の養育が一時的に困難になった場合、一時預かりし、生活指導、食事の提供を行う。		短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者の疾病や育児疲れ等の理由で、児童の養育が困難になった場合に、一時的に児童の保護等を行います。	子ども課
15	◇ショートステイ・トワイライト事業は、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて始業を継続していくとともに、制度周知を図ります。			◇ショートステイ・トワイライト事業は、子育て支援の一環として緊急時の対応も含めて事業を継続していくとともに、制度周知を図ります。	夜間養護等(トワイライト)事業	保護者が仕事等により平日の夜間又は、土日等に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、生活指導、食事の提供を行います。	子ども課
16	主要施策3より			◇児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。	児童館運営事業	各児童館での子どもの見守りと健全育成を図ります。	子ども課
17	◇保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、子ども医療費の18歳までの無料化等の各種経済的支援を継続的に推進します。	子ども医療費助成	子どもの医療費の18歳までの無償化等各種経済支援を行う。	主要施策2へ	子ども医療費助成		福祉課
18	◇「山鹿市子ども総合相談窓口」の構成員である子ども相談員や保育相談員による、相談対応や育児講座等への対応を行っています。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、「山鹿市虐待・暴力防止ネットワーク」と連携し問題解決に努めます。	相談体制の充実	子ども総合相談窓口を設置し子どもや子育てに関する相談対応を行っており、等関係機関と連携し支援を要する子どもや家庭への対応を図ります。	主要施策3へ	相談体制の充実		子ども課

19	◇個々の幼児・児童の体質に合わせて食事への配慮のため、自園調理を原則とし、設備の充実や専門の人材の確保を図ります。	食育推進	子どもたちに食の大切さを伝えるため、自園調理を行うことで、安全・安心な給食を提供する。	主要施策2へ	食育推進		子ども課
----	---	------	---	--------	------	--	------

主要施策2 親子の健康の確保及び増進

	内 容(第1期)	事業名	事業概要	取り組み内容 (第2期)	事業名等	事業概要	担当課
1	◇妊娠～出産・子育てそれぞれのステージに応じて、相談事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方を検討し、保護者が子育てを楽しめる環境を整備します。	母子保健推進員活動	母子保健に関する知識と熱意を持つ住民に対し、委嘱状を交付し、行政と住民とのパイプ役として訪問活動等を行う。	◇結婚、妊娠、出産、子育てそれぞれのステージに応じて、相談・支援事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援の充実を図ります。	母子保健推進員活動	母子保健に関する知識と熱意を持つ住民に対し、委嘱状を交付し、行政と住民とのパイプ役として電話相談や訪問活動等を行います。	健康増進課
2		やまが肝いりどん事業	地域活性化や定住促進、少子化対策として、縁結び活動の推進を図るため、結婚支援に熱意のある人を肝いりどんとして委嘱し、結婚を望む方々を支援する。		やまが肝いりどん事業	悩みや不安を抱えた結婚を希望する方々を「肝いりどん」を通じて支援を行う。	地域生活課
3	◇安全な妊娠や出産のための妊娠期・育児期の対処方法の検討など、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援の充実を図ります。	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育に支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する具体的な指導・助言を行う。	◇安全な妊娠や出産のための妊娠期・育児期の対処方法の検討など、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援の充実を図ります。	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育に支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する具体的な指導・助言を行います。	健康増進課
4	◇不妊治療、妊娠期での知識等の情報発信の充実を図ります。	妊婦健康診査等費用助成	妊婦が健康に妊娠期を過ごし、安全な出産ができるよう、また、出生した子どもが健康に育つよう支援するため、母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦健康診査等に要する費用を助成する。	◇不妊治療、妊娠期での知識等の情報発信の充実や経済的負担の軽減を図ります。	妊婦健康診査等費用助成	妊婦が健康に妊娠期を過ごし、安全な出産ができるよう、また、出生した子どもが健康に育つよう支援するため、母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦健康診査等に要する費用を助成を行います。	健康増進課
5		不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担軽減を図るため、体外受精・顕微授精に係る費用の一部を助成する。		不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担軽減を図るため、不妊治療費用の一部の助成を行います。	健康増進課
6	◇母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実を図ります。	母子健康手帳交付	妊娠届けに対して母子保健法第16条に基づき、母子健康手帳を交付する。交付に伴い、保健指導・栄養指導を行い、母親自身が自分で健康管理ができるよう支援する。	◇母子保健の理念の普及や啓発、訪問や相談の一層の充実を図ります。	母子健康手帳交付	妊娠届けに対して母子保健法第16条に基づき、母子健康手帳を交付を行います。交付に伴い、保健指導・栄養指導を行い、母親自身が自分で健康管理ができるよう支援を行います。	健康増進課
7		妊婦訪問指導	妊婦が妊娠・出産についての正しい知識を持ち、自分の健康管理が行え、妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病等の予防や出産に関わる異常の発生を減少させるため、妊娠5か月目ごろ、保健師・栄養士が訪問指導を行う。		妊婦訪問指導等	妊婦が妊娠・出産についての正しい知識を持ち、自分の健康管理が行え、妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病等の予防や出産に関わる異常の発生を減少させるため、妊娠5か月目ごろ、保健師・栄養士が電話相談や訪問指導を行います。	健康増進課
8		乳児・産婦訪問指導(こんにちは赤ちゃん事業)	母親が産褥期を健康に過ごすことができるよう訪問にて、日常生活の指導を行う。また、母親が育児する力を身につけられるよう、子どもの正常な発達と関わり方について指導・助言を行う。未熟児等については、母子保健法第19条に基づき、医療機関との連携を密に行い、継続して支援を行う。		乳児・産婦訪問指導(こんにちは赤ちゃん事業)	母親が産褥期を健康に過ごすことができるよう訪問にて、日常生活の指導を行います。また、母親が育児する力を身につけられるよう、子どもの正常な発達と関わり方について指導・助言を行います。未熟児等については、母子保健法第19条に基づき、医療機関との連携を密に行い、継続して支援を行います。	健康増進課

9	◇発達段階に合せた健康診査等を通して小児期の健康管理を推進します。	乳幼児健康診査	子どもが乳幼児期を健康に過ごすことができるよう、異常を早期発見し、早期受診につなげる。また、将来にわたる生活習慣の基礎づくりができるよう、保護者が子どもの成長・発達や生活リズム等を整えることの大切さを理解できるように支援する。	◇発達段階に合せた健康診査等を通して小児期の健康管理を推進します。	乳幼児健康診査	子どもが乳幼児期を健康に過ごすことができるよう、異常を早期発見し、早期受診につなげます。また、将来にわたる生活習慣の基礎づくりができるよう、保護者が子どもの成長・発達や生活リズム等を整えることの大切さを理解できるように支援します。	健康増進課
10		相談事業(発達相談)	乳幼児健康診査等の結果から、発達面について経過観察が必要と判断された子どもや育児不安を持つ保護者などに対し、医師または心理士による相談を実施する。		相談事業(発達相談)	乳幼児健康診査等の結果から、発達面について経過観察が必要と判断された子どもや育児不安を持つ保護者などに対し、医師または心理士による相談を実施します。	健康増進課
11		乳幼児健診における歯科指導	歯科衛生士会による集団及び個別歯科指導を実施する。		乳幼児健診における歯科指導	歯科衛生士会による集団及び個別歯科指導を実施します。	健康増進課
12	◇病気の早期発見等のため、定期健診の継続的な取組を進めます。	よい体の教室	保育園・幼稚園在籍児とその保護者及び子育て支援センター利用者を対象とした歯科衛生士による歯科指導・ブラッシング指導、保健師による保健指導、栄養士による栄養指導を行う歯科健康教育を実施する。	よい体の教室	保育園・幼稚園在籍児とその保護者及び子育て支援センター利用者を対象とした歯科衛生士による歯科指導・ブラッシング指導、保健師による保健指導、栄養士による栄養指導を行う歯科健康教育を実施します。		
13		フッ化物洗口事業	保育園・幼稚園における、歯質を強化する効果のあるフッ化物洗口の導入支援を行う。	フッ化物洗口事業	保育園・幼稚園における、歯質を強化する効果のあるフッ化物洗口の継続支援を行います。		
14	◇食物アレルギー対策等も含む食育を推進します。	健康教育事業の充実	○「食育」を通じて、学年に応じた健康づくりと食への関心を育てる。	主要施策3へ	健康教育事業		教育総務課
15		乳幼児健診における栄養指導	食生活と発育との関連の学習や離乳食の試食体験等の実践に繋がることを目標とした指導を行う。	◇栄養指導や離乳食教室を実施し、「食育」を推進します。	乳幼児健診における栄養指導	食生活と発育との関連の学習や離乳食の試食体験等の実践に繋がることを目標とした指導を行います。	健康増進課
16		すくすく学級における栄養指導	生後10か月頃の子どもは発達が目覚しく、栄養面においても生活習慣の基礎作りとなる大切な時期であるため、食生活と発育との関連の学習や離乳食の試食体験等の実践に繋がることを目標とした指導を行う。		すくすく学級における栄養指導	生後10か月頃の子どもは発達が目覚しく、栄養面においても生活習慣の基礎作りとなる大切な時期であるため、食生活と発育との関連の学習や離乳食の試食体験等の実践に繋がることを目標とした指導を行います。	
17		離乳食教室	子育て支援センター利用者を対象とした離乳食教室(子ども課が実施する。当課としては協力を行う。)		離乳食教室	乳児とその保護者を対象とした離乳食教室を実施し、適切な離乳食の内容・形態を指導します。	子ども課
18	主要施策1より			食育の推進	保育園での自園調理や食育講座を通じて、子どもや保護者へ食の大切さを伝えながら安全・安心な給食を提供します。	子ども課	

19		保育園・幼稚園・小学校の連絡会等の開催	○定期的な会議を開催し、課題の共通認識を図るとともに、合同研修会の開催を行う。		幼・保・小連絡会等の開催		教育総務課
20	◇幼・保・小・中・高等学校の連携を推進し、連続性のある子育て支援を進めます。	小学校における年長児保護者対象の講話	○就学時検診を利用し、家庭教育学習会を開催する。	主要施策3へ	就学時家庭教育講話		社会教育課
21		安全面に配慮した学校施設の整備	安全で安心な学校施設の整備を図る	主要施策6へ	安全面に配慮した学校施設の整備		学校施設課
22		医師研修及び適正受診への住民啓発	小児医療の充実	◇救急・夜間小児医療に対応できる体制を整えます。	小児医療の充実	小児医療の充実	医師研修及び適正受診への住民啓発を行います。
23	休日、救急医療体制整備及び情報提供	小児医療・小児夜間診療の充実	小児医療・時間外小児診療の充実		小児科常勤医の確保に努め、安心できる医療提供を行います。	市民医療センター	
24			小児救急地域医師研修事業		医師研修及び適正受診への住民啓発による小児医療の充実を図ります。	健康増進課	
25			在宅当番・救急医療情報提供実施事業		休日、救急医療体制整備及び情報提供による小児医療・小児休日診療の充実を図ります。	健康増進課	
26			病院群輪番制病院運営事業		夜間、救急医療体制整備及び情報提供による小児医療・小児夜間、救急診療の充実を図ります。	健康増進課	
27			医師修学資金貸与事業		市民医療センター医師(小児科含む)を確立するため、その修学に必要な資金を貸与します。	健康増進課	
28	主要施策1より				◇保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、子ども医療費の18歳までの無料化等の各種経済的支援を継続的に推進します。	子ども医療費助成制度の充実	子どもの医療費の18歳までの無料化等各種経済支援を実施します。
29	主要施策3より			◇心身のバランスのとれた成長を促すための保健教育を推進します。	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	児童生徒の発達段階に応じて、性教育を実施します。	教育総務課
30					喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における、心の問題に係る相談体制の充実	薬物乱用防止について学習するため、薬物乱用教室の開催します。また、子ども相談窓口等の相談体制の充実を図ります。	教育総務課 子ども課

31	主要施策3より			◇いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成を図ります。	不登校対策事業	不登校対策のサポートティチャーを配置するとともに、不登校の子どもたちへの適応指導教室(オアシスクラブ)を開設しています。	教育総務課
32					スクールソーシャルワーカーの設置	2名のSSWを設置し、学校や子ども、保護者のための相談体制の整備と関係機関へのつなぎを行います。	教育総務課
33	新規追加			◇「親の学び」プログラムにより、講師(プログラムトレーナー)を派遣します。参加体験型の学習スタイルで、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらう講座など家庭教育の支援を行います。	[親の学び]プログラムトレーナー派遣事業	幼・保・小・中を対象に「親の学び」講座へ講師を派遣し、家庭教育に関する研修を行います。	社会教育課

主要施策3 子どもの夢を育む遊びや学びの環境の整備

	内 容(第1期)	事業名	事業概要	取り組み内容 (第2期)	事業名等	事業概要	担当課
1	◇子どもが山鹿の歴史や自然・人々に触れながら、心豊かに成長するために教育と福祉が連携して様々な取組を行います。	校外での体験活動	児童生徒が体験活動を通して、生きる力を育む。	◇子どもが山鹿の歴史や自然・人々に触れながら、心豊かに成長するために教育と福祉が連携して様々な取組を行います。	校外での体験活動	児童生徒が「生きる力」を育むため、体験活動等に取組みます。	教育総務課
2		環境保全対策事業	小学生を対象とした「岩野川水生生物実態調査」を実施する。		岩野川水生生物実態調査	小学生への環境教育の一環として「菊池川とその支流を美しくする関係団体連絡協議会」とともに開催するもの。岩野川に生息する生物を採集してもらい、水質などの評価を行います。	環境課
3		あんずの丘子どもフェスティバル事業	親子が触れ合える場所を提供しコミュニケーションが図られることで子どもたちの健やかなる成長に寄与する。		削除	削除	
4	◇基礎的な学力養成を図り、こどもの「生きる力」を醸成します。	文部科学省・県・市等の研究指定事業、少人数指導やチーム・ティーチング等の指導方法の工夫	○各種の研究指定を受け、授業研究を実践する。 ○少人数指導やチーム・ティーチングによりきめ細やかな指導の充実を図る。	◇知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。	文部科学省・県・市等の研究指定事業、インクルーシブ教育の充実	各種の研究指定を受け、授業研究を実践する。 全ての子どもにとって学習や生活がしやすいような基礎的環境整備やユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくり、合理的配慮の確実な提供を行います。	教育総務課
5		中学校での種目選択コース設定等、事業の工夫 子どもの意欲と能力を育む部活動の工夫	○中学校では、いくつかの競技種目の中から子どもの希望をとり、興味に応じた学習の取り組み。 ○子どもが自主的に参加する部活動を充実させ、意欲と能力を育む。 ○学校の職員、また地域の指導者の協力を得て部活動の充実を図る。		削除	削除	教育総務課
6		諸研修の充実	○山鹿市独自の様々な研修会への参加を通じて指導力の向上を図っている。 ○研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくる。		諸研修の充実	山鹿市独自の様々な研修会への参加を通じて指導力の向上を図ります。また、研修体系を構築し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境を整備します。	教育総務課

7	主要施策2より			◇生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うために「食育」を推進します。	健康教育事業	子どもたちが、健康づくりと食への関心を育てるため、「食育」を推進します。	教育総務課
8	◇次代の親となる小学生・中学生・高校生を対象として、赤ちゃんふれあい交流事業を推進し、赤ちゃんや子育て中の親との交流を通して、結婚や出産、育児、命の尊さ等について考える機会をつくっていきます。	中学校の家庭科や総合的な学習の中での保育体験活動	○実際の保育を体験し、勤労観・職業観の醸成を図る。	◇次代の親となる小学生・中学生・高校生を対象として、赤ちゃんふれあい交流事業を推進し、赤ちゃんや子育て中の親との交流を通して、結婚や出産、育児、命の尊さ等について考える機会をつくっていきます。	保育体験活動	中学校の家庭科や総合的な学習の中で実際の保育を体験し、 幼児の発達と生活の特徴が分かり、子どもが育つ環境としての家族の役割について考える機会をつくります。	教育総務課
9					赤ちゃんふれあい交流事業	中高生が、乳幼児とのふれあい体験を通して、 生命の大切さや、子どもを産み育てることの素晴らしさについて考える機会をつくります。	子ども課
10	◇国際交流等を通して、世界に関心を持ち、広い視野を持った子どもを育てます。	国際・地域間交流事業への助成金の交付	民間団体が行う国際・地域間交流事業について補助を行う。	◇国際交流を通して、 グローバルな感性・視点を持つ子どもを育てます。	姉妹都市クーマ交流事業	姉妹都市クーマと派遣・受入交流を交互に行います。	社会教育課
11	◇いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するための学校、家庭、地域等とのネットワークの形成を図ります。	不登校対策事業	○「子ども輝きプラン」として不登校対策のサポートティチャーを配置するとともに、不登校の子どもたちへの支援事業(オアシスクラブ)を進めている。	主要施策2へ	不登校対策事業		教育総務課
12		スクールソーシャルワーカーの設置	○子どもや保護者のためのカウンセリング体制の整備		スクールソーシャルワーカーの設置		教育総務課
13	◇子どもが積極的にスポーツや自然体験・菜園活動に親しむ環境を整備します。	総合型地域スポーツクラブ育成事業	○スポーツを通して健康で活気ある人づくり・地域づくりを行う。 ○現在約430名の会員で18種目のプログラムを通年で開催する。	◇子どもが積極的にスポーツや自然体験・菜園活動に親しむ環境を整備します。	総合型地域スポーツクラブ育成事業	スポーツを通して健康で活気ある人づくり・地域づくりを行う事業で、 学校部活動の社会体育完全移行に伴う子どもたちの受入を行います。	社会体育課
14					スポーツ少年団事業	各地域において、スポーツを通して青少年の心と体を育てる団体を育成し、その団体に対して助成を行います。	社会体育課
15		食農教育支援事業	市内小学校を対象に、子供達の農業体験活動に対し 補助金を交付する。		農業体験活動等の推進	小学校に対し、子ども達の農業体験活動等を推奨します。	教育総務課

16		小学校教員の保育園体験研修	○学校単位の研修として、幼稚園や保育園を訪問し、意見交換等を行う。		保育園・幼稚園体験研修	教職員が、小学校単位の研修や山鹿市の初任者研修として、保育園や幼稚園の参観及び意見交換等を行います。	教育総務課
17	◇地域に開かれた幼稚園・保育園・学校づくりを継続し、施設の開放や地域交流・世代間交流を通して地域の中で子どもの成長を見守り支える取組を進めます。	学校と地域の連携	○学校評議員制度等を利用し、地域からの学校運営への参加を促す。	◇地域に開かれた幼稚園・保育園・学校づくりを継続し、施設の開放や地域交流・世代間交流を通して地域の中で子どもの成長を見守り支える取組を進めます。	学校と地域の連携	地域学校協働本部や学校運営協議会等を利用し、地域からの学校運営への参加を促します。	教育総務課
18		学校教育への地域人材参加	○学校の総合的な学習の時間や道徳の時間等において高齢者を含む地域人材の積極的な参加を促す。		学校教育への地域人材参加	読み聞かせやふるさと学習を通して、高齢者を含む地域人材の積極的な参加を促します。	教育総務課
19						幼・保・小連絡会等の開催	定期的な会議を開催し、課題の共通認識を図るとともに、合同研修を開催します。
20	主要施策2より			◇幼・保・小・中・高等学校の連携を推進し、連続性のある子育て支援を進めます。	就学時家庭教育講話	入学前に行う就学時検診を利用し、家庭教育学習会を開催します。	社会教育課
21	主要施策1より			◇「山鹿市子ども総合相談窓口」において、子どもに関する様々な相談対応を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関との連携を強化し、問題解決に努めます。	相談体制の充実	子どもや保護者等を対象に、子どもに関する様々な相談に対応するため、子ども総合相談窓口を設置し、関係機関と連携し支援を要する子どもや家庭への対応を図ります。	子ども課
22	◇「青少年育成市民会議」が中心となり、関係機関と連携し、青少年の健全育成の環境づくりに取り組みます。	心豊かでたくましい青少年の育成	○青少年関係団体・機関と連携を図りながら、青少年健全育成の啓発活動を行なう。 ○早ね早起朝ごはん活動の一環として行なっている「あいさつ交通安全運動」市内全域で取り組む	◇「青少年育成市民会議」が中心となり、関係機関と連携し、青少年の健全育成の環境づくりに取り組みます。	青少年健全育成事業	青少年関係団体・機関と連携を図りながら、青少年健全育成の啓発活動を行います。また、早ねあいさつ朝ごはん活動の一環として行なっている「あいさつ交通安全運動」市内全域で取り組みます。	社会教育課
23	◇心身のバランスのとれた成長を促すための保健教育を推進します。	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	○児童生徒の発達段階に応じて、性教育を実施している。小学校低学年で、身体の清潔や生命の誕生。中学年では、身体の男女差・個人差や第2次性徴、エイズ、性情報、高学年では、受精の仕組みと生命誕生、生命の尊さ、男女の思いやりと理解、エイズの予防等について学習する。 ○中学校では、性とは何か、性情報、思春期の心、男女の人間関係、エイズの感染経路と予防、HIV感染者への理解と人権について学習する。	主要施策2へ	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及		教育総務課
24		喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における、心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実	薬物乱用防止について学習する。		喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における、心の問題に係る相談体制の充実		教育総務課 子ども課

25		小・中学校への読書活動推進員への派遣	小学校に配置し、学校図書サービスの充実等の活動を行う。		読書活動推進員の派遣	読書活動推進員を各小学校に派遣し、学校図書サービスの充実等の活動を行います。	教育総務課
26	◇ひだまり・こもれび図書館を拠点に読書活動の推進を図ります。	ブックスタート及びブックスタート・プラス事業	市内全域の3・4ヶ月健診と1歳6ヶ月児を対象。健診を利用して図書司書が事業の説明や読み聞かせを行う。絵本の配布も行う。	◇ひだまり・こもれび図書館を拠点に読書活動の推進を図ります。	ブックスタート及びブックスタート・プラス事業	3・4ヶ月健診と1歳6ヶ月児健診を利用して図書司書が事業の説明や読み聞かせを行います。絵本の配布も行います。	社会教育課
27		絵本の読み聞かせ	2図書館で行うおはなし会。各館週2回実施。		読み聞かせ活動	図書館でおはなし会を実施します。	社会教育課
28		主要施策4より			◇子育て中の保護者の経済的負担を軽減するため、新入学児童に支援を行います。	新入学児童支援事業(ランドセル配布)	新入学児童の保護者の負担軽減を図ります。
28	29	児童館運営事業	各児童館での子どもの見守りと健全育成を図る。	主要施策1へ	主要施策1へ		子ども課

主要施策4 子育てと仕事の両立支援の推進

	内 容(第1期)	事業名	事業概要	取り組み内容 (第2期)	事業名等	事業概要	担当課
1	◇保護者の就業形態の多様化など、保育ニーズに対応したきめ細かなサービスの充実を図ります。	就学援助費扶養	○経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の援助を行う。	主要施策5へ	就学援助費扶助		教育総務課
2		奨学資金貸与基金	○経済的な理由により、修学が困難な者に対し、学費等を貸与する。	主要施策5へ	奨学資金貸与事業		教育総務課
3		新入学児童支援事業(ランドセル配布)	○新入学児童の保護者の経費節減を図る。	主要施策4へ	新入学児童支援事業(ランドセル配布)		教育総務課
4		家族経営協定による就業条件整備	農業に携わる家族全員が、意欲を持って農業経営に参加できるように、就業条件などを話し合い文書化する。	◇仕事と生活の調和の推進を図ります。	家族経営協定による就業条件整備	農業に携わる家族全員が、意欲を持って農業経営に参加できるように、就業条件などを話し合い文書化します。	農業委員会事務局

5	◇企業に対して、働きながらでも子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等、「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進め、子育てをしながら就労している人が家族との時間を大切にできる職場環境づくりを推進します。	企業向けセミナーの開催	人権講座、地域講演会等への参加周知	◇子育てをする誰もが「ワーク・ライフ・バランス」を達成し充実した生き方を選択できるよう、啓発活動による育児休業制度等の各種制度の周知、就労支援による女性の社会進出促進等実施し、男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の整備を進めます。	働きたいママのための自分力アップ講座・ビジネスキャリアアップ講座等の実施・参加促進	育児中の母親等を対象にしたビジネススキル習得の講座や山鹿市在勤・在住の方を対象にした職場内でのリーダー養成講座を実施します。女性の社会進出、男性の育児参加を促します。また、企業誘致推進室において中小企業に対しセミナー開催の周知と参加依頼を実施します。	男女共同参画推進室 企業誘致推進室
6	◇「育児休業制度」を母親、父親ともに利用できるよう、育児休業制度の定着を会社全体で支える環境整備を進めます。特に、父親に対する仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できる環境整備を進めます。	フォーラム・セミナーでの啓発	男女共同参画に対する正しい理解を促すため、職場・学校・地域を含めた幅広い分野を対象としたフォーラム・セミナーを開催する。				
7	◇企業等と連携し、父親が子育てに参加する意識を持つきっかけとなるようなイベントや講座を設け、父親の育児参加を促進します。	企業向けセミナーの開催	人権講座、地域講演会等への参加周知	◇事業所向けフォーラムや事業所訪問を通し、働き方改革を促す目的のよかボス企業への登録案内や事業主及び従業員の意識を変えることで仕事をしながら家族との時間も大切にできる職場環境作りを推進します。	地域啓発・企業訪問	県実施のよかボス企業案内や、男女共同参画推進室実施の事業への参加を案内します。	男女共同参画推進室
8	◇通常教育・保育事業の充実及び延長保育・一時預かり、病気・病後児保育など保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応の充実を図ります。	病後児保育事業・一時保育・延長保育	児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行うものです。	主要施策1へ	病後児保育事業・一時保育・延長保育		子ども課
9	◇山鹿市独自の放課後児童クラブのガイドラインを設け、体制の充実と質の向上を図ります。また、放課後児童クラブへの障がい児受け入れや、配慮を要する児童へよりよい対応を行うため、職員の専門性の向上を目的とした研修への参加を促進します。	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している1年生から6年生までの児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	主要施策1へ	放課後児童健全育成事業		子ども課

主要施策5 支援を必要とする子どもや子育て家庭への支援の充実

	内 容(第1期)	事業名	事業概要	取り組み内容 (第2期)	事業名等	事業概要	担当課
1	◇虐待やいじめを受けた子どもや、社会的養護を必要とする子ども、DV被害の母子等への対応として、虐待・防止ネットワーク等の体制の充実を図ります。また、人権教育や講座等を通して、子どもの人権に対する意識を高める取組を推進します。	虐待・いじめ等の相談体制	○関係各課、機関との連携強化。	◇虐待や支援を必要とする子ども、DV被害の母子等への対応として、虐待・防止ネットワーク等の体制の充実を図ります。また、人権教育や講座等を通して、子どもの人権に対する意識を高める取組を推進します。	虐待・防止ネットワークの構築強化	関係各課、機関との連携を強化し、要保護児童対策地域協議会や虐待・防止ネットワーク会議を開催します。	福祉援護課 福祉課
2		「児童の権利に関する条約」の普及	○人権教育と関連して、校内研修において職員の意識を高めると共に、保護者に対する啓発資料等の充実を図る。		「児童の権利に関する条約」の普及	校内研修において人権教育を実施し、職員の意識を高めると共に、保護者に対する啓発の充実を図ります。	教育総務課
3	◇ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のための多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実、制度の周知を図ります。	支援事業計画記載	支援事業計画記載	◇ひとり親家庭の自立と子どもの健全育成のための多様な生活支援、子育てサービスの情報提供、相談体制の充実、制度の周知を図ります。	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等への経済的援助等、支援情報の提供及び、相談体制の充実を図り、総合的な自立支援の推進を行います。	福祉援護課
4					母子家庭等高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭等の母又は父が看護師等の資格取得するにあたり、修業期間中の生活負担軽減のため高等職業訓練促進給付金の支給を行います。	福祉援護課
5					母子家庭等自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭等の母又は父が、主体的な能力開発のために受講した対象教育訓練の経費を修了したときに給付を行います。	福祉援護課
6					ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において、一時的に生活援助を必要とし、又は日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣しその生活を支援します。	福祉援護課

7					児童発達支援	障がいのある子どもを対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	福祉支援課
8					医療型児童発達支援	医療・機能訓練・保育・日常生活指導の総合的療育を行い、障がいのある子どもの全面的な発達を支援します。	福祉支援課
9					放課後デイサービス	授業終了後や学校の休校日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や地域社会との交流の促進等の支援を行います。	福祉支援課
10					保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための支援を行います。	福祉支援課
11					居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいのある子どもを対象に居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	福祉支援課
12	新規追加			◇障がいの状況に応じた対応や支援が必要と思われる児童の早期対応等を図るため、専門機関と連携し、より一層の統合保育を実施します。	障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする障がいのある子どもを対象に障害児支援利用計画を作成します。	福祉支援課
13					医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成	医療的ケア児に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の支援を調整するコーディネーターの養成を支援します。	福祉支援課
14					児童発達支援センター	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。	福祉支援課
15					保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制の整備を目指します。	福祉支援課
16					巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の施設への巡回を実施し、施設の職員や障がいのある子どもの親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	福祉支援課

17	◇発達障がいを含む障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりに取り組むとともに、多様なニーズに対応するための相談体制の充実を図ります。	普通学級に在籍する障がい児への教育補助事業	○LD、ADHD、高機能自閉症等の障がいをもち普通学級に在籍する子どもの支援を行うための補助職員を配置している。(子ども輝きプラン)	◇発達障がいを含む特別な教育的支援を必要としている子どもの健全な成長を支援するため、合理的配慮に基づいた学習環境づくりに取り組むとともに、多様なニーズに対応するための相談体制の充実を図ります。	通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもへの教育補助事業	LD、ADHD、高機能自閉症等の障がいをもち通常学級に在籍する子どもの支援を行うための補助職員を配置します。(子ども輝きプラン)	教育総務課
18	◇特別支援を要する子どもの増加が予想されることから、小中学校や特別支援学校・療育センター等と連携し、特別支援・障がい児保育の基幹となる幼稚園・保育園を設け、山鹿市全体の就学前教育・保育を充実させていきます。	諸研修への参加(障がい児研修)	○山鹿市就学指導委員会の事業において、障がいや行動等に特性をもつ子どもの実態調査、個別調査のための実技研修実施。 ○特別支援体制づくりの充実。	◇特別な教育的支援を必要とする子どもの増加が予想されることから、山鹿市全体の就学のための教育支援を充実させるため、幼稚園・保育園等、小、中学校や特別支援学校・療育センター等と連携し、特別支援教育コーディネーターの研修を設け、指導力の向上を図ります。	諸研修への参加(特別支援教育に関する研修)	特別な教育的支援が必要な子どもの教育支援計画・指導計画の実技研修実施し、特別支援体制づくりの指導を行います。	教育総務課
19	◇保護者の就業形態の多様化など、保育ニーズに対応したきめ細かなサービスの充実を図ります。	就学援助費扶養	○経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の援助を行う。	◇経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に援助や貸付を行います。	就学援助費扶助	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の援助を行います。	教育総務課
20		奨学資金貸与基金	○経済的な理由により、修学が困難な者に対し、学費等を貸与する。		奨学資金貸与事業	経済的な理由により、修学が困難な者に対し、学費等を貸与します。	教育総務課
21	新規追加			◇子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないよう環境整備と教育の機会均等を図り子どもの貧困対策を総合的に推進します。	子どもの貧困対策	環境整備のために経済的安定への支援及び教育支援を行います。	福祉課

主要施策6 子どもの安全確保と子育てにやさしい生活環境の整備

	内容	事業名	事業概要	取り組み内容 (第2期)	事業名等	事業概要	担当課
1	◇地域の中で安心して子育てができるよう、子育てを応援するボランティアの養成や、地域人材の活用、「子育て応援の店」「地域子育て見守り隊」の登録を推進し、地域ぐるみで子育てを見守り支える活動を推進します。	校内外での体験活動	○校内外での体験活動等と関連させた道徳の授業の充実 ○学校単位、地区子ども会で地域清掃ボランティア活動の実施 ○各学校での集団宿泊教室の実施 ○学校行事や保護者の会などで自然体験活動の企画・実施	◇地域の中で安心して子育てができるよう、子育てを応援するボランティアの養成や、「子育て応援の店」の登録を推進し、地域ぐるみで子育てを見守り支える活動を推進します。	子育て応援の店	授乳やおむつ交換の場の提供や子ども達への声かけ、見守り等を行う施設として「子育て応援の店」に登録してもらい、子育て中の親子や子どもが気軽に利用しやすい環境づくりに努めます。	子ども課
2					子育てボランティアの養成	育児サポーター養成講座等により、地域の子育てボランティアを養成します。	子ども課
3	◇防犯パトロール、講演会や街頭啓発及びキャンペーンに努め、青少年が健全に育ち非行がない明るい社会を築くとともに、防犯意識の向上を図ります。	安全管理に関する取り組み(信頼される学校づくり)	○職員やPTAによる校内外の巡回を実施している。 ○学校安全指導員を配置し、幼児・児童・生徒の安全確保に努める。	◇下校時間帯や夜間の防犯パトロール、講演会や街頭啓発及びキャンペーンに努め、青少年が健全に育ち非行がない明るい社会を築くとともに、防犯意識の向上を図ります。	信頼される学校づくりに向けた安全管理に関する取組	登下校時に職員やPTAによる校内外の巡回を実施します。	教育総務課
4		夜間巡回活動(地域の見守り活動)	○青少年育成センターが中心となり、ゲームセンターなど商業施設への巡回や地域での少年のたまり場の確認などを通じて、早期の非行防止と見守り活動を行なう。		夜間巡回活動(地域の見守り活動)	青少年育成センターが中心となり、下校時間帯や夜間にゲームセンターなど商業施設への巡回や地域での少年のたまり場の確認などを通じて、早期の非行防止を行います。	社会教育課
5	◇幼児期からの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室等の開催をします。	交通安全教室の推進	幼少期からの交通安全意識の定着が重要と考え交通安全教室を実施するとともに、地域住民の方の協力を得て交通安全パトロールや登校時間帯における挨拶運動などを実施する。	◇幼児期から交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室等を開催します。	交通安全教室の実施	幼少期から交通安全意識の定着が重要であることから交通安全教室を実施します。また、交通関係団体や地域住民の方の協力を得て登下校時の見守り活動や街頭監視などを実施します。	防災監理課

6		誰にでも利用できる公共交通網の整備	地域住民にとって必要とされる移動手段として、路線バスの運行の確保及び予約制あいのりタクシーを運行する。		安全な歩道整備	通学路等の歩道未整備箇所の歩道整備を進めます。	建設課
7	◇子どもや保護者にやさしい道路整備や街灯設置、安心・安全な公園の整備を進めます。			◇子どもや保護者にやさしい道路整備や安心・安全で 楽しく遊べる 公園の整備を進めます。	安心安全な公園施設の整備	整備から20年以上経過する都市公園を長寿命化事業により計画的に整備することで公園利用者の安心・安全を図ります。	都市計画課
8	主要施策2より			◇子どもたちが安全で安心して学べる学校施設の整備を進めます。	安全面に配慮した学校施設の整備	安全で安心な学校施設の整備を図ります。	学校施設課
9	◇子育て家庭が安心して生活できる住宅の維持・管理への取組を進めます。	三世帯同居住宅支援事業	市外から家族が転入されることにより三世帯同居となる世帯の住宅整備の一部補助	◇子育て家庭が安心して生活できる住宅の維持・管理への取組を進めます。	三世帯同居住宅支援事業	市外から家族が転入されることにより三世帯同居となる世帯の住宅整備の一部補助を行います。	地域生活課
10	◇青少年のインターネットの健全な利用を図るため、学校、地域、家庭が一体となった取組を行います。	学校施設の開放等 学校活動PTA	毎月15日を「学校へいこう会」として、地域の人たちや保護者を招き、開かれた学校づくりを目指す。	◇青少年の 健全な育成 を図るため、学校、地域、家庭が一体となった あいさつ運動 や「学校へいこう会」の取組を行います。	学校施設の開放	毎月15日の「学校へいこう会」で地域の人たちや保護者を招き開かれた学校をつくります。	教育総務課
11					あいさつ運動	朝のあいさつ運動を実施します。	教育総務課